

## 部会報告及び意見のポイントと事業者見解(案)

### 1. 大気質・騒音振動

#### 【調査地点の追加】

部会報告	大気質・気象調査地点について、バックグラウンド濃度の調査地点に加え、事業の影響を受ける地点を追加して調査予測評価を行うこと。	
意見のポイント【樋口委員】 方法書該当頁 5-4・5-5	事業者見解	

・調査地点について、大気質については1地点のみで、バックグラウンドの把握となっているが、この地点は幹線道路に近く交通量の影響を受けるのではないか。大気質について道路の影響を受けない地点を1地点追加し、事業の影響を受ける地点との差異を把握されたい。

・設定している調査地点は、幹線道路の沿道ではなく、トンネル部の上に位置しているため、この地点で周辺のバックグラウンド濃度を把握できると考えております。なお、広域的な大気質のバックグラウンド濃度は既存資料調査により、周辺の大気常時監視局の測定データを収集整理する方法により把握します。  
 ・運搬車両の走行ルートである一般国道169号沿道についても1地点で1季調査を行い、バックグラウンド濃度地点との濃度の差異を把握します。

#### 【散水の実施状況】

部会報告	粉じんの予測について、現在の散水の実施状況について詳細を準備書に記載し、その状況を踏まえ予測評価を行うこと。	
意見のポイント【樋口委員】 方法書該当頁-(参考 2-33 2-3-1(1))	事業者見解	

・現在稼働中の施設においても適宜散水は実施されていると思うが、散水を実施している状況をできるだけ詳細に記載した上で粉じんの予測すること。経験的に行っている状況を明文化することが、今後の予測評価において重要と思われる。

・散水の実施状況を可能な限り詳細に文章化した上で、予測を行い準備書に記載します。

#### 【調査地点の位置・距離関係】

部会報告	騒音振動の調査地点と敷地境界・施設との位置・距離関係を準備書に記載すること。	
意見のポイント【成瀬委員】 方法書該当頁 5-7・5-8	事業者見解	

・対象事業実施区域周辺の民家付近の3地点の、騒音源からの位置関係について、詳細を準備書に記載すること。

・対象事業実施区域周辺の民家付近の3地点の、騒音源からの位置関係を以下にまとめます。

**【別添資料①②③】**

	<p>○環境騒音・振動調査地点 No.1(付近の民家からの距離)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界まで 80m(70m)</li> <li>・発破・採取機械位置まで 130m(120m)</li> <li>・施設(骨材プラント)位置まで 390m(400m)</li> </ul> <p>○環境騒音・振動調査地点 No.2(付近の民家からの距離)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界まで 30m(20m)</li> <li>・発破・採取機械位置まで 350m(330m)</li> <li>・施設(骨材プラント)位置まで 210m(210m)</li> </ul> <p>○環境騒音・振動調査地点 No.3(付近の民家からの距離)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界まで 400m(230m)</li> <li>・発破・採取機械位置まで 450m(280m)</li> <li>・施設(骨材プラント)位置まで 840m(750m)</li> </ul>
--	--

#### 【施設の移設計画】

部会報告	製品プラントの施設について、将来的に規模の変更や移設を行うことを考慮し、そのことを準備書に記載し、移設後の予測評価も併せて行うこと。	
意見のポイント【樋口委員・山田委員・成瀬委員】	<p>事業者見解</p> <p>・製品プラントの移設の可能性が一定以上あるのであれば、予測においては移設した場合の予測も加えること。 (現在の位置から奥へと拡張するのであれば、移設した方が道路や民家への影響は小さくなると思われる。)</p> <p>・拡張に伴う発破の移動等、発生源の移動を踏まえた予測を実施されたい。</p> <p>・現時点では製品プラントの規模の拡大、移設に関する計画はありませんが、市場における需要が高まった場合には必要に応じて規模を拡大する可能性はあります。また、岩石採取が進むにつれ、岩石採取位置が現在の製品プラント位置から離れていくため、採取位置に近い場所に移設する可能性はあります。</p> <p>・粉じん等、騒音及び振動について、製品プラント移設後の予測も実施し、準備書に記載します。</p> <p>・発破及び岩石採掘時の騒音・振動の予測は、各調査地点に発破位置及び岩石採掘位置が一番近づいたケースでそれぞれ実施します。</p>	

## 2. 水質

### 【予測条件】

部会報告	降雨による影響を予測する際には、当該地域における過去の雨量も踏まえ、通常の降雨時に加え、豪雨時を条件とした予測も行うこと。	
意見のポイント【藤井部会長】　方法書該当頁 5-15	事業者見解	

・水質に係る予測の予測時期について、「影響が最大になると想定される時期」とあるが、実際にどの程度の雨量で予測されるかを明記されたい。また、何パターンかに分けて予測を行い、影響の程度を整理されたい。

・予測時期は、樹木伐採、原石採取により最も裸地が多く出現すると想定される時期とします。

・降雨に伴い発生する水の濁りの影響予測は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」によると、「予測で用いる平均降雨強度は、事業実施区域の周辺地域における日常的な降雨量を対象に設定するものとする。日常的な降雨としたのは、事業特性による濁水の影響を勘案して、降雨時に人間活動が認められる範囲の降雨を想定したものである。対象とする人間活動がみられる日常的な降雨の条件としては 3mm/h を対象とするものとする。」とされています。

・また、「雨の強さと降り方」(気象庁、平成 12 年 8 月)によると、時間降雨量 20mm/h 以上で「側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる」、時間降雨量 30mm/h 以上の降雨で「道路が川のようになる」、「山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要」、「都市では下水管から雨水があふれる」等の人間活動がみられない異常な降雨となります。

・これらのことから、日常的な降雨時として 3mm/h、強い雨の代表として 20mm/h、及びその間で何パターンか予測を行います。

【別添資料④】

・日常的な降雨時の 3mm/h、強い雨の代表として 20mm/h の他に、土砂災害が生じるとされる 30mm/h、壺阪アメダスの過去最大雨量の 50mm/h についても予測し、準備書に記載します。

【調整池】

部会報告	調整池について、大雨が降った際に十分処理できる対策を検討し、準備書に記載すること。	
意見のポイント【藤井部会長・高田委員】 方法書該当頁 5-14、2-26・2-27・2-33	事業者見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の降雨については下記の基準に基づき、必要な調整池容量を確保します。           <ul style="list-style-type: none"> <li>調整池 A・C:「宅地及びゴルフ場等開発に伴う調整池技術基準」</li> <li>調整池 B:「大和川流域調整池技術基準(案)」</li> </ul> </li> <li>上記の基準に基づき、洪水を処理するための放流施設(余水吐・放流管)を設置します。</li> </ul> <p style="background-color: yellow;">【別添資料⑤】</p>

【調査地点の追加】

部会報告	畠屋川の水質調査地点について、さらに上流の民家付近に調査地点を設けて調査予測評価を行うこと。	
意見のポイント【高田委員】 方法書該当頁 5-13・5-14	事業者見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>畠屋川の水質調査地点については、他の採石場の影響を受ける可能性があるため、もう少し上流で調査されてはどうか。上流には民家があり、井戸水や川の水を生活に利用されている可能性があるので、民家への影響を評価するためにも民家により近い地点を調査地点とされたい。</li> </ul>

【調査項目の追加】

部会報告	現地調査の調査項目について、「水質汚濁に係る環境基準」(人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準)に規程する項目についても調査を実施すること。	
意見のポイント【大淀町】 方法書該当頁 5-13・5-14	事業者見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価方法書について記載されている水質の現地調査の調査項目について、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)による人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準に規程する項目についても調査に加えていただきたい。</li> <li>「奈良県境影響評価技術指針」(平成 11 年 9 月 21 日 奈良県告示第 303 号)及び「奈良県環境影響評価技術指針マニュアル」(平成 11 年 12 月 奈良県)に基づき、SS、濁度、BOD、COD、全リン及び全窒素を選定しております。</li> <li>上記以外の生活環境項目、健康項目についても、平水時に 1 回調査を行います。</li> </ul>

### 3. 動物、植物、生態系

#### 【判断理由の整理】

部会報告	地域の概況に記載されている重要な動物及び植物について、重要な種と判断した理由を準備書に記載すること。	
意見のポイント【前田委員】 方法書該当頁 4-22・4-24	事業者見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況」で使用されている重要な動物とは何を指すのか。ここに記載した根拠を整理し、準備書に明記すること。</li> </ul>

#### 【調査時の留意事項】

部会報告	動物の現況調査の際には、芦原川の暗渠についても調査を実施すること。	
意見のポイント【前田委員】 方法書該当頁 5-17・5-18	事業者見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査の範囲について。現地確認の際、芦原川に暗渠があったが、動物の現地調査においては暗渠の中についても確認していただきたい。</li> </ul>

#### 【調査地点の検討】

部会報告	植生調査について、調査範囲外において周辺環境において重要と思われる地点がある場合は、調査の追加を検討すること。	
意見のポイント【前迫委員】 方法書該当頁 5-18・5-20	事業者見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物の調査範囲は対象事業実施区域の周辺 200m を設定されているが、動物や水質について、畠屋川上流を調査地点とするとの見解があった。200m の範囲外であっても、周辺環境において重要と思われる地点があれば植生調査を実施されたい。</li> </ul>

【調査時の留意事項】

部会報告	文献調査にあたっては市町村史や植物研究会の文献等も参考にして実施すること。	
意見のポイント【前迫委員】 方法書該当頁 5-20	事業者見解	

・植物の文献調査について、レッドデータブック等は、この規模のデータまでは確認できないことが多いため、大淀町史等の地方史、奈良植物研究史等の資料も参考にすること。

・既存資料については、町史、植物研究会の資料等もあり、調査の結果を準備書に記載します。

#### 4. 景観

##### 【予測時の留意事項】

部会報告	予測地点は、南方からだけでなく北方の高取方面からの見え方を把握できる地点も選定すること。	
意見のポイント【高田委員】 方法書該当頁 5-22・5-23	事業者見解	<ul style="list-style-type: none"><li>・特に、最北端の流域に関して、採石作業途上の段階で、北方の高取方面から景観的にどのように見えるのかについて明らかにしてほしい。</li></ul>

- ・景観調査地点として、高取町内では「江戸時代の街なみが残る土佐街道」、「壺阪寺」、「高取城」及び「国見櫓跡」を設定しています。
- これらの地点から最北端の流域②—1が視認できない場合には、高取町内で最北端の流域②—1が視認できる地点を再選定します。
- ・予測も供用期間中について5年毎(採石作業途上の段階も含む)に段階を踏んだ予測(フォトモンダージュの作成)を実施します。

##### 【調査地点の追加】

部会報告	主要な眺望点からの景観に加え、事業地前の道路等、直近の場所からの見え方についても調査予測評価を実施すること。	
意見のポイント【高田委員】 方法書該当頁 5-22・5-23	事業者見解	<ul style="list-style-type: none"><li>・景観の調査地点について、主要な眺望点が挙げられているが、事業所前の道路等、直近の場所からの見え方についても調査予測等実施されたい。</li></ul>

- ・地域住民の視点として、対象事業実施区域西側に近接する集落付近から適切な場所を選定し、調査予測(フォトモンダージュの作成)を実施します。

##### 【修景緑化計画】

部会報告	修景緑化の計画内容を具体的に準備書に記載すること。	
意見のポイント【前迫委員】 (方法書参考頁 2-32)	事業者見解	<ul style="list-style-type: none"><li>・準備書においては修景緑化の計画内容についてより具体的に記載されたい。</li></ul>

- ・修景緑化については、準備書の中により詳細に記載致します。

## 5. 文化遺産

### 【文化財等の確認】

部会報告	地域の概況における文化財等の状況については、有形文化財、民俗文化財、文化的景観、伝統的建造物群についても確認し、準備書に記載すること。 また、市町村指定の文化財の有無を確認し、準備書に記載すること。	
意見のポイント【坂井委員】 方法書該当頁 4-67～69	事業者見解	事業者  ・4-67 頁に文化財等の状況が整理されているが、文化財として史跡名勝天然記念物と県指定史跡名勝天然記念物しか記載されていない。文化財保護法では有形文化財等他にもあるので、確認し記載されたい。  ・国・県の指定物件以外にも、市町村指定のものがあるため、高取町・大淀町のいずれについても確認し、準備書に記載されたい。

【調査時の留意事項】

部会報告	対象区域内には、山城や山岳寺院等の遺跡が存在する可能性があるため、それを念頭において分布調査・確認調査を実施すること。	
意見のポイント【坂井委員】 方法書該当頁 4-67～69	<p>・古墳は平野に近いところに分布することが多いが、峠の近辺には戦国時代の山城のある可能性がある。対象事業実施区域は高取城が近くにあり、この区域にも城が存在した可能性がある。また壺阪山に近く、それに関連した山岳寺院が存在した可能性がある。</p> <p>・地形図を見ると、ピークがいくつかあり、そこから派生する尾根がある。このような場所には南北朝時代から戦国時代にかけての小さな山城が分布する可能性があることを念頭において事前の分布・確認調査を実施されたい。</p>	<p>事業者見解</p> <p>・山城や山岳寺院等の存在も念頭におき、必要に応じて奈良県、専門家等のご意見を伺いながらとりまとめます。</p>

6. その他

【トンネルへの影響】

部会報告	岩石採取計画の断面図に国道 169 号の芦原トンネル、新芦原トンネルを記載し、位置関係を準備書に記載すること。発破作業や岩石採掘等に伴うトンネルへの影響について予測評価を実施すること。	
意見のポイント【高田委員】 方法書該当頁 2-9	<p>・各々の断面図の中に、R169 号の芦原トンネル、新芦原トンネルとの位置関係を明示していただきたい。</p> <p>・R169 号の芦原トンネル、新芦原トンネルに与える影響をどのように評価しているのか明示していただきたい。特に発破作業や岩石採掘など、トンネルに与える影響についても予測評価されたい。</p>	<p>事業者見解</p> <p>・断面図の①-①断面、②-②断面、③-③断面にトンネルを追記し、位置関係を明記しました。</p> <p>【別添資料⑧】</p> <p>・トンネル構造物への発破振動・岩石採掘振動の影響について予測・評価を実施し、準備書に記載します。</p>

